

若尾祐司著

『近代ドイツの結婚と家族』

姫岡とし子

本書は、九年前の一八八六年に刊行された前著『奉公人の社会史』（ミネルヴァ書房）の姉妹編として執筆された四〇〇ページを超える大著である。市民的結婚をキーワードに法制史・日常史・女性解放史の三つの視角から一九世紀ドイツの結婚の社会史にせまっている。この一〇年あまりの間、着実に研究成果を発表し、このような大著にまとめあげる若尾氏の旺盛な研究意欲にはただ感嘆するばかりだ。

この分野で発表された実に多くの研究文献を批判的に検討し、かつドイツ滞在中に集められた未公刊史料を含む膨大な同時代文献に裏付けられた本書はきわめて質の高い専門書であり、今後この分野の道標を示す基本文献となることは間違いない。同時に本書は、論争的性格の強い書物としても読むことができる。叙述の根底にあるのはドイツ史研究の最大の争点になっている「特有の道」論で、著者はこれに独自の観点を付け加えている。「特有の道」論では「近代」の評価が問題となっているが、本書でも「近代」は随所でテーマ化され、時には明確に、また時には暗示的に

著者なりの評価が下されている。「近代」はフェミニズムがこの間、論争を繰り返してきたテーマでもある。この議論を意識して著者は本書を執筆したわけではないが、双方の論点は重なるところが多く、フェミニズム論の分野でもおおいに議論を呼びそうだ。本書は実に多くの論点を出しており、しかもそれらが必ずしもつねに整合的であるとは限らないため、論旨の要約は容易な作業ではない。だが、ありがたいことに各部の末尾に小括が加えられているので、その助けも借りながら、まずは内容紹介からはじめることにしよう。

本書の問題関心は、「市民的結婚の歴史的意義とその限界を把握」（10ページ）することにある。市民的結婚とは、著者によると、結婚の自由を人権とする「愛情原理」と妻に対する夫の優位という家父長制的な「支配原理」、さらに「経済と心理という相反的な二つの魂の葛藤」によって特徴づけられるものである（3ページ）。序論ではまず、男女間の序列⇨家父長主義と一夫一婦制の非解消原則を定めたキリスト教の結婚観が取り上げられる。割かれているページ数こそ少ないが、キリスト教的結婚観は本書で重要な位置を占めている。女性の性を否定的なものとして表象し、妻の性も労働力も夫の支配下においた旧約聖書の女性観で著者は前近代の女性観を集約させており、近代社会における解放理念やその逆の女性差別的見解を考察するさいに、旧約的女性観と対比しながら論じているからである。

本論の構成は三部に分かれている。第1部の「結婚と家族の法制化」では一九世紀への転換期のプロイセン一般ラント法の婚姻規定を起点とし、ビスマルク時代の強制民事婚の成立まで、市民

的結婚の法制化のプロセスが扱われる。

1では比較史的観点からプロイセンにおける結婚法制の歴史が考察され、フランスのように激しい宗派的規制から革命による自由化へと鋭角の変化をたどらず、長いタイムスパンを要して結婚の自由が達成されること、また一般ラント法の婚姻規定はイングランドのような身分制や家的規制からの自由度にも欠けることが明らかにされる。他方でラント法は「啓蒙の個人主義的な契約結婚観を捺印」(45ページ)し、結婚の目的を出産至上主義におくという人口政策的観点から、離婚の自由が大幅に認められていたのである。

2は「一九世紀前半プロイセンの離婚法問題」を取り上げる。まず愛情原理と支配原理という市民的結婚の範式を明確に示し、近代的支配原理を定式化したフィヒテの論理が検討される。その後一八三〇年のラント法改訂草案について論じ、フランスの革命期立法に匹敵するような離婚の自由が認められていたことが明らかにされる。だが個人の自己決定より労働共同体的側面が重視された当時の結婚の現実には、自由主義の理念はかなくなっていなかった。そのため軌道修正がなされ、政治的背景の変化によりキリスト教的結婚観も再度頭角をあらわしてくる。結婚は法関係ではなく倫理関係という見解も登場し、結婚Ⅱ契約論と結婚Ⅲ秘蹟論の狭間で結婚Ⅱ制度論が保守的な法治国思想に取り込まれることになる。

3の「ドイツ諸邦」の結婚規制では、西南ドイツで一八世紀に実施された財産と年齢による結婚規制が一八三〇年以降の時代思潮の変化により再導入され、「結婚の自由」が棚上げにされていたことが論じられる。近代ドイツの結婚は、理念的イデオロギー

的観点からも経済的ハードルの存在という意味でも、自由主義理念の実現とはほど遠かった。こうした紆余曲折を経て、ようやく七〇年代に統一ドイツの国家形成とともに強制民事婚が成立して婚姻締結の自由が制度化される。しかし、4で示されるように、「その動機は人権としての結婚の自由というより、発展する国民産業への労働力の確保と新設国家の対内的な権威の確立という、帝国の利害関係に圧倒的な比重を置く」(148ページ)たもので、ビスマルクによる権威主義的な国民統合の一環だったのだ。

こうした法制化プロセスのイニシアチブを取ったのは官吏や法曹を中心とする教養市民層だったが、著者はその背景に「工業化に伴う広範な下層社会の結婚動向があった」とみなしている。「家身分(Ⅱ経営)の相続に規定される伝統的な家族形成に代わって、工業的な労働収入に基づく新しい生計チャンスが提供され、財産や家なしでもっぱら二人の労働力に依存する新しいスタイルの家族形成が可能にされたから」だ(151ページ)。それゆえⅡ部では工業化と家族形成について考察し、ケーススタディとして、プロイセンにおける中心的なプロト工業地帯の一つで、新しい家族形成が典型的な形で示された北西ドイツのラーヴェンスベルク地方が中心に取り上げられている。

人口学的観点を含めた家族史研究の乏しいドイツにしては珍しく、この地方にはコッカのプロジェクトを中心に歴史人口学と社会構造的視角からの家族史研究を統合する豊富な実証研究が存在する。その成果を積極的に取り入れながら進められるプロト工業から工業化への移行期の家族に関する叙述は、本書のなかでもっとも読み応えのある部分だ。

土地から切り離された家族形成、労働能力のみに基礎をおく財産なしの結婚、早婚と小家族化、労働力としての子ども重視など、プロト工業家族の基本類型についてはすでに一定の理解が定着している。5の「プロト工業家族の歴史的位相」は、その形成過程を具体的に描いたものだ。一七、一八世紀の農村社会の人口増加は、無保有の借地・借家人で農繁期に労働力を提供しつつ家内工業を営むホイアーリングという新住民層の飛躍的拡大によるものであること、さらに一八世紀後半には国家の人口増殖政策とリネン産業の好景気によって、借家のみで借地は行わず、農村の自給経済の枠から抜け出て家内工業の現金収入に生計の基盤を移した新しい型のホイアーリングが台頭したことが明らかにされる。労働者家族への移行形態としての家内工業家族である。

結婚が土地から切り離されたことにより、パートナー選択の動機は家族の集団的利害から若者の個人的動機の優先へと変化する。この点に関連して、著者は重要な問題提起を行っている。つまり、「愛情原理のイデーではなく実践において、とりわけ結婚と性行為の動機づけという点で、近代家族の軌道定置に家内工業の若者たちは、これまで考えられている以上に重要な役割を果たしたのではなからうか」(171ページ)と。著者が結婚の日常史の記述に市民層ではなく下層を選んだのは、彼らこそ近代の市民的結婚原理の一つの柱である愛情原理の実践者とみなしているからだ。

評書
6の「プロト工業家族から労働者家族へ」では、リネンの生産実態とともにホイアーリングの家内工業が具体的に描かれる。一九世紀半ばには機械紡績の振興のための政策的措置がとられ、構造不況も重なって家内工業は危機に陥るが、それでもホイアーリ

ングは家族労働による生活時間の自己管理と自給的な生活基盤という農村の価値意識を保持し、機械と工場制に反発する。さらに結婚行動に言及し、農民層に較べて低いプロト工業家族の初婚年齢を具体的なデータで確認している。

一九世紀後半の工場制への移行によりプロト工業家族形成のための構造的基盤を失った農村下層は日雇い労働者や工場労働者に転換し、労働者家族形成する。7ではビーレフェルトを舞台とする「工業化および都市化と居住・結婚行動」を取り上げ、まず労働者層の形成過程を描く。次の労働者層の居住行動では、遠隔地から移住してきた繊維女工は、しだいに住居のレベルアップをはかる遊牧民的居住形態という労働者層の一般的な居住行動を取るが、地元出身の主力は農村的伝統のなかにあり、より強く土地に自給経済と結びついていたことが明らかにされる。行動パターンはしだいに中期幅で住居を替え、都市的な生活スタイルにふさわしい住居を求める形に収斂していき、居住行動に関しては市民層と労働者層の間の階層差が縮まった。

これに対し結婚行動においては、両階層の間で明確な差が存在する。婚前の純潔と家族の結婚への合意が前提とされる市民層に対し、労働者層では性関係が結婚に先行する。ここで、愛情原理の実践者は労働者層という著者のテーゼが確認され、娘時代の経済的独立と交際の拡がりがある著者の基盤を与えたものとされる。さらに著者は新聞に掲載された結婚公示などを参照して、「繊維労働や建設労働は、女中奉公や衣料品関連の労働とは異なり、『女らしさ』に適合する女性労働の性格をもたない」ため「結婚相手のランクでは一段下」となり、『女らしさ』に適合的な職業を基準

にして手工業者や専門労働者か、非熟練かという社会的通婚圏の差異が存在していた」と主張する(248ページ)。それゆえ在地の娘は、織維労働より衣料、つまりミシン労働を好んだという。

Ⅲ部は「市民的な女性運動と結婚・家族制度の批判」に関するもので、まず穏健派の主張が検討される。最初に研究動向を紹介し、一九〇八年を境にした市民的な女性運動の右傾化というナチへのマインナスの連続性を主張するエヴァンス説を退け、近代における女性解放および女性運動を肯定的に評価するシューターおよびヴェーラーの視角から穏健派を再評価しようとする。著者は穏健派の母性主義を、精神能力や人間としての価値としての男女の対等性および女性の公共圏への進出を主張する解放思想とみなし、これを近代的なプラスの連続性の文脈に位置づけるのである。

著者の見解では、近代社会で女性解放の前に立ちふさがるのは、根強く残る旧約聖書的女性観とフィヒテ的な市民的な家父長制である。したがって、この二つの見解を明確に否定したマリアンネ・ヴェーバーの『法発展における妻と母』が、市民的な女性運動の理論的到達点として高く評価されるのである。

急進派に関しては、男女同権の実現のため労働者運動との協力を追求し続けたが、階級的立場を鮮明にする社会主義女性運動に共闘の道を阻まれたこと、ドイツ民法草案の家族法問題への関心のイニシアチブを取ったこと、さらに性の自己決定権を主張したが、その是非をめぐる穏健派との闘いに敗北した経緯が記されている。

最後の補論では、ドイツ史研究の最大の争点である「特有の道」論を家族・女性史研究のレベルで語れるのか、という問いに応え

ている。ルールをはじめドイツでは対抗近代のセクシズムの女性論が突出していること、および「ドイツの男たちは女性にたいして支配的かつ権威的な傾向が強く、性別役割がいつそう鋭い形をとる」(412ページ)ことを根拠に、著者は夫婦の愛情関係を優先させた北アメリカの「普通の道」に対し、ドイツは「特有の道」だったと結論づける。「ドイツ特有の道」は公共圏のみならず、家族圏をも包摂していたのだ。

だが、著者の主張はこれで終わるわけではない。「家族圏で基礎づけられる(男女の)不平等主義によって、公共圏における(人種や民族の)不平等主義の正当性が引き出されていた」(416ページ)と主張し、「特有の道」的現象に「近代」社会が内包するもう一つの道としての一般的意味合いを与えている。そして、今後の社会のあり方に思いをはせながら、「特有の道」を過去のものと見るのではなく、「特有の道」を内包している「普通の道」自体を批判的に対象化する必要性を指摘して本書を結んでいる。

本書の内容があまりにも豊富なため紹介できなかった箇所も多いが、次にいくつかの問題点を指摘しておきたい。

第一に考察視角にかかわる問題である。市民的な家父長制の成立という近代のマイナス面が繰り返し指摘されていることからわかるように、著者は決して近代を賛美しているわけではないが、それでも本書の根底には呪縛からの解放の過程としての近代という図式がある。女性は「人身的な自律性を確保しえなかった」(349ページ)と、「母性機能を原罪」ととらえる旧約的女性観が前近代では理念的にも実践においても支配していたとみなされているが、最近の女性史研究は前近代の女たちは身体に関して必ずしも「否

定的」ではない独自の価値観をもち、生殖の自己コントロールを実践していたこと、こうした「女性空間」が近代になって国家と男性の管理下に置かれることを指摘している。著者は、この見解をどう考えるのだろうか。

この点に関連して第二に、著者は女性の営利活動と性の解放を直結させるショーター説を単純だと批判しながらも、「性の自由化」は共同体の規制や家の利害から解放されて個人的動機が優先されてはじめて可能になるもの、つまり基本的にはプロト工業化期を含めた拡大近代において実現されるものと見なしている。そのさい、著者は女性の経済的自立も重要な個人的動機の一つに含めている。たしかに前近代には近代にはない結婚制約要素が存在したが、それでも農村の下層の間で婚前交渉の慣習はあったし、近代の性行動もこうした近代以前のメンタリティを受け継いでいるため、「性の自由」は必ずしも近代的なものといえないのではないか。著者は家族史関係の多くの諸説を紹介しているのに、近代以前の「女性の自律空間」を示唆する文獻には言及せず、また近代における下層の女性の呪縛的な状況をとなえる説に十分に回答していないのは残念である。

第三に「近代家族の定置に家内工業の若者が重要な役割を果たした」という説について。著者が問題にしている夫婦の愛情とは、近代家族の特徴のうちの一つにすぎない。近代家族には子どもも中心主義、閉鎖的私空間の存在など、家内工業家族には見られない多くの特徴が存在するのに、愛情面だけを特化していいのだろうか。時期的にはプロト工業化期は前近代から近代への移行期に位置し、近代の市民的愛情原理の誕生以前にすでに「個人主義的

選択的な結婚行動」が実践されていた。著者はこの行動様式を近代の範疇で見ているようだが、メディックの主張するような近代理念とは別次元の「下層民的対等性」という枠組みの方が適切ではないのだろうか。

市民層においては、著者の言うように対等な愛情関係や「ロマンティック・ラブ」はなかったかもしれない。しかし、愛情は結婚の要件と考えられていた以上、たとえ「理性愛」であったとしても、「愛」は重要な位置を占めていたのではないのか。逆に労働者層の伝記では、「愛ある結婚生活」より「愛なき性関係による妊娠」の結果、結婚し、婚姻生活では家父長的な夫の支配と家事と就業との二重負担に苦しむという姿の方が多く描かれている。下層を中心とするビーレフェルトの事例研究それ自体は大変興味深いものだが、結婚の日常史をうたうのだから、市民層の結婚の歴史的变化にもう少し触れてほしかった。

第四に、女性が「女らしい」職を好むようになった点について。地元出身の未婚女性が紡績工場での労働を敬遠したのは事実だが、それは「女らしさ」に適っていない以上に、不熟練労働と劣悪な労働条件という理由で遠隔地から来る「二流労働力」のための仕事とみなされていたからである。同じ繊維でも条件のよい熟練労働である織物の人気は高かった。ミシンも熟練労働である。女性としてのステータスをあげるために「熟練」も重要な指標となっていた。

第五に、穏健派の評価に関して。母性主義を女性解放の文脈に位置づけることには異論はない。この点に関して評者は、『近代ドイツの母性主義フェミニズム』（勁草書房・一九九三年）で詳

述している。だが著者は、一九一〇年以降の穩健派の動向にはまったく触れずに、二〇世紀以降もプラスの連続性のなかに位置づけている。結婚による性倫理の規制の絶対化という穩健派の主張を著者は「伝統拘束性」とみなしているが、当時の「性の自己決定権」の是非をめぐる論争は「進歩」か「伝統」かという基準で裁断できるものではない。穩健派は「強力なドイツ国家の樹立」というナショナルリズムの観点を共有し、性倫理もこの国家形成との関連で問題にされていた。さらに性問題における個人主義否定の立場ゆえに、穩健派はナチ的民族主義さえ否定しきれなかった。したがって穩健派の立場は、旧約的女性観と市民的家父長制の否定でもって解放史の文脈に位置づけられるような単純なものでは決してないのである。

最後に家族圏での「特有の道」論について、アメリカは愛情関係重視の夫婦関係が実践されている近代の「普通の道」と主張するのなら、核心部分であるだけに比較史的観点からきちんとデータを示してほしかった。またルールをはじめ、ドイツの近代にはたしかに女性蔑視的な論が多いが、ドイツ以外の西洋でこうした論理の有無については触れられていない。さらにドイツの家族が権威主義的だったことは認めるとしても、性別役割分担や厳格な性モラル、そして何よりも著者が繰り返し主張する市民的家父長制という点では他の西洋諸国との共通項が指摘でき、この点で

はドイツの家族も特殊ではなかったと思う。

また「特有の道」を指摘したすぐ後で、これは実は「近代」社会の内包するもう一つの道であると一般化されることに、評者は当惑してしまった。「特有の道」が一般的性格をもつものなら、なぜ「普通の道」と区別する必要性があるのだろうか。一九四五年以前のアメリカの「普通の道」は「批判的意味での近代」と無関係だったが、今のアメリカの「普通の道」はこうした危険性を内包しているのだろうか。

最後の「否定的近代」論に当惑するのは、補論を除いた本書の叙述に近代に肯定的なスタンスが貫徹されているからである。「普通の道」自体の批判的対象化を主張しながら、他方で「未決の近代」や「先祖返りの対抗『近代』」という言葉を使用するのは、著者の近代への肯定的な評価の表れともいえる。だとすれば、著者は「否定的近代」をのりこえる道を結局のところ「近代の徹底」に求めているように思えてしまう。それでも著者が近代に對してアンビアレントな対応をせざるを得ないところに、近代の危機の深刻化と近代批判の先鋭化という現状が浮き彫りにされている。

(立命館大学教授)

(A5判 四二一十六頁 一九九六年一月
名古屋大学出版会 五九七四円)